

# 災害に備えて

## 個別避難計画の作成と地域との情報共有に 同意をお願いします

※ この文書は、令和●年4月1日現在の避難行動要支援者名簿に基づき送付しています。同日以降に死亡、転出等されている場合は、ご容赦ください。

伊予市では、災害時に避難支援等を必要とする方の名簿や個別避難計画を作成して、その情報を避難支援等に協力いただく地域の関係者などに提供し、共有する取組みを行っています。

共有する情報は、平常時の見守り活動や災害時の避難支援体制づくりに役立てるために利用されます。

あなたの個別避難計画を作成して情報を共有するためには、あなたの同意が必要です。

市の取組みにご理解いただき、同封いたしました「同意確認書」をご提出ください。

同意する場合もしない場合も提出が必要です。  
詳しくは、次ページ以降をご覧ください。



伊予市

Q1

「避難行動要支援者支援事業」って何？



Q1

避難行動要支援者支援事業とは

伊予市では、「災害から誰も取り残されないまち」を目指し、**災害時に自ら避難することが困難で、支援が必要な方**を把握し、名簿を作成します。

名簿に登載された要支援者の皆さんが災害時に安全で円滑に避難することができるよう、あらかじめケアマネジャーや相談支援員等の協力を得ながら個別に避難支援に必要なことから個別避難計画として定めておきます。なお、個別避難計画作成にあたり、**ケアマネジャーや相談支援員等がお宅を訪問いたします**ので、ご承知おきください。

また、要支援者のうち同意を得た方について、地域の自主防災会、民生委員などに情報を提供し、平常時の見守りをはじめ地域とともに災害に備えます。

Q2

同意をしたら災害時に必ず誰かが助けに来てくれるの？



Q2

災害時は誰もが被災者です。地域に情報を提供しても、災害時の状況により、必ずしも支援が受けられるとは限りません。また、支援にあたる方が義務や責任を負うものでもありません。

支援を希望される方自身も、常に自分の身は自分で守る意識を持って普段から積極的に地域の方とコミュニケーションをとるよう心がけましょう

★ワンポイント★

近年の災害においては、多数の高齢者や障害者が犠牲になっており、全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合が令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%でした。

避難行動要支援者支援事業についてのお問合せ

伊予市総務部危機管理課 TEL 089-982-1218

FAX089-983-3681

Mail [kikikanri@city.iyo.lg.jp](mailto:kikikanri@city.iyo.lg.jp)

地域との情報共有に同意することで、  
災害に備えた平常時の見守りや災害時に地域の避難支援を  
受けられやすくなります。

## 個別避難計画とは

災害時に一人では避難することが難しい方について、あらかじめその方の状況や避難を支援する方と支援する方法、避難先などを記入したものです。

この計画を、平常時から、避難を支援する方のほか関係機関で共有することで、災害発生時の避難支援に役立てようとするものです。

※自宅にお住まいの方が対象です。施設や病院などに長期入所・入院されている方、サービス付き高齢者向け住宅などにお住まいの方は対象となりません。

### (1)同意した場合に情報を共有する機関等

伊予市(消防団を含む)、消防、警察、社会福祉協議会、自主防災会、民生・児童委員、高齢者見守り員

### (2)共有する内容

氏名、生年月日、性別、住所、世帯人数、電話番号その他の連絡先、支援に関する情報(要介護度、障害等級、難病の有無や支援の方法など)

同意していただく内容

- ① 個別避難計画の作成
- ② 普段から地域に情報(名簿や避難計画の内容)を提供

情報共有に同意します。

同意しますにをつけてご返送ください。

「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の情報を伊予市(消防団を含む)、消防、警察機関などと共有します。

情報共有に同意しません。

同意しませんにをつけてご返送ください。

情報は、地域と共有されません。  
災害時には、避難支援等の必要な範囲で情報を活用します。

ご注意！

個別避難計画を作成するには、避難行動要支援者ご本人の同意が必要です。

個別避難計画の作成に同意されると、次の流れに沿って個別避難計画を作成します。

- 1 ご自身が利用している介護支援や相談支援のサービス提供事業者からケアマネジャーや相談支援員が御自宅を訪問します。
- 2 介護支援や相談支援のサービス提供事業者を利用していない場合又は利用している事業者で作成できない場合は、伊予市社会福祉協議会、なかやま幸梅園、双海夕なぎ荘からケアマネジャーや相談支援員が御自宅を訪問します。
- 3 ケアマネジャーや相談支援員が、ご本人やご家族と相談しながら個別避難計画を作成します。
- 4 計画作成に当たりお住いの地域の区長など「地域支援者」の協力を求めることがあります。

なお、ケアマネジャーや相談支援員に頼らず、ご自身やご家族で個別避難計画を作成することもできます。

### ご自身・ご家族で計画を作るときの流れ

ご自身又はご家族で個別避難計画を作りたい場合は、同意確認書の「5 個別避難計画をご自身又は御家族で作ること」で「希望します」にチェックを入れてください。

次の流れに沿って計画作成を進めます。

- 1 市から個別避難計画用紙と記入要領、返信用封筒など関係書類をお届けします。
- 2 記入要領を参考に個別避難計画書を作ってください。
- 3 出来上がった個別避難計画書を市に郵送してください。
- 4 市で内容をチェックし、ご本人又はご家族と相談しながら修正を加えます。
- 5 個別避難計画が完成すれば、「完了通知」と「計画書の副本」をお届けします。